

自立支援金の手続きをするために必要なもの

	提出書類等	具体的な書類例	○⇒必須 △⇒場合により必要	確認
①	本支援金の支給申請書	様式1-1号	○	
②	申請時確認書	様式1-2号	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付（総合支援資金の再貸付）が確認できる書類の写し	再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）	△ ※ない場合は⑤が必要 ↑↓	
	社会福祉協議会が実施する特例貸付（総合支援資金の初回貸付等）が確認できる書類の写し	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可。※令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する方が対象）		
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	様式1-3号 ※④の書類がない場合のみ提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し【世帯全員分】	給与明細書、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など ※収入がない場合は通帳など	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	求職活動関係	申請書に公共職業安定所の求職番号または求職登録した公的な無料職業紹介の窓口の名称の記載が必要。	△ ↑↓ ※どちらか一方	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（福祉事務所の受付印があるもの）※生活保護申請中の場合のみ	△	

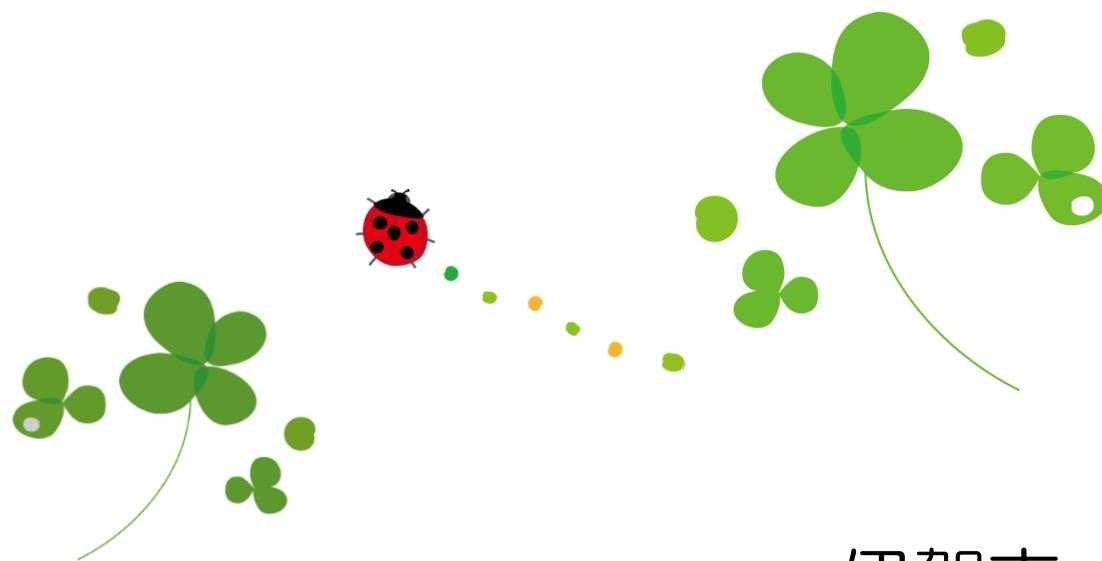
※住居確保給付金を受給中の方は⑥、⑦の書類を省略できます。

「お問い合わせ先【自立相談支援機関】」

◎受給に関する相談、申請手続き
伊賀市社会福祉協議会 くらしサポートセンター おあいこ
TEL：22-0084 FAX：22-8123

◎制度に関するお問い合わせ（申請手続きも可）
伊賀市健康福祉部 生活支援課 生活支援係
TEL：22-9650 FAX：22-9661

新型コロナウイルス感染症生活困窮者 自立支援金のしおり



伊賀市

2022年9月13日改訂

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）は、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を利用し終えた世帯、または今後利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給するものです。

なお、令和4年1月以降は緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付（以下「初回貸付等」という。）の利用世帯にも対象が拡充されています。

自立支援金を受けるには、次の条件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

①総合支援資金等の特例貸付について、以下のいずれかに該当する世帯

- 再貸付を借り終わった世帯
- 再貸付が不承認となった世帯
- 再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

<令和4年1月以降は以下も対象としています>

- 初回貸付等をいずれも借り終わった世帯、または令和4年12月末までに借り終わる世帯

②申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方

③申請日の属する月における、世帯の収入の合計が、次の表の基準額以下であること

世帯人数	基準額
1人	111,400円
2人	155,000円
3人	183,400円
4人	218,400円
5人	252,400円
6人	289,000円
7人	327,100円



- ◆世帯人数が8人以上の場合は問い合わせてください
- ◆未成年かつ就学中の子の収入は含めません

■算定する収入の範囲

- ・就労等収入…給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額
 - ◆交通費支給額は除く自営業の場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）
- ・公的給付等…定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童手当等各種手当、公的年金
 - ◆住居確保給付金は除く
 - ◆借入金、退職金または公的給付等のうち、臨時的に給付されるものは収入として算定しない
- ・親族等からの継続的な仕送り

④申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産基準額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円



⑤公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（以下「ハローワーク等」という。）に求職の申し込みをし、求職活動を行うこと、また

は生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または生活保護を受けていないこと

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

自立支援金の支給額

■支給額（月額）

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

◆1ヶ月ごとの支給

■支給期間

3ヶ月（申請受付は令和4年12月末まで）

自立支援金受給中の義務（求職活動が要件となっている方）

受給期間中は以下の内容を含め、求職活動を行ってください。新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援機関やハローワーク等への来所が困難な方はご相談ください。

①月1回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けてください。「職業相談票」を支援員へ提示してハローワーク等での職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を報告書などで報告してください。

②月2回「職業相談票」を持参のうえ、ハローワーク等の職業相談を受けてください。「職業相談票」にハローワーク等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印を受けてください。

③週1回以上、求人先への応募を行うか、面接を受けてください。これはハローワーク等における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月1回の支援員の面接の際に「常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して報告してください。

※②と③は、当面の間、「月1回」に要件が緩和されています。

再支給について

■対象者

自立支援金（初回）の3ヶ月の支給を終え、支給期間中に求職活動等を誠実に行ったが、自立への移行が困難だった世帯

■支給にかかる要件および支給額（月額）

自立支援金（初回）と同じ。

■支給期間

3ヶ月（申請受付は令和4年12月末まで）※再支給の受給は1度限りです。